

条件付一般競争入札公告

2018年12月28日

一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター所長 古澤 勉

1 工事概要

- (1) 工 事 名 いわてクリーンセンター管理棟他2施設避雷設備設置工事
- (2) 工事場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地他
- (3) 工事内容
 - ア 避雷設備設置工事 3施設 (管理棟、Ⅰ期及びⅡ期水処理施設)
 - イ 外部足場設置工事 3施設 (同上)
- (4) 全体工期 2019年2月4日から2019年7月31日まで 178日間
余裕期間 2019年2月4日から2019年2月28日まで 25日間
実工期 2019年3月1日から2019年7月31日まで 153日間

2 入札日時及び場所 (開札を含む)

- (1) 入札日時 2019年1月25日 (金) 午後1時30分
- (2) 入札場所 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地
一般財団法人クリーンいわて事業団
いわてクリーンセンター管理棟2階研修室

3 入札方式

本工事は、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の一般競争入札の対象工事である。

4 入札参加資格

以下の要件を全て満たすこととする。

- (1) 格付・地域要件
平成29・30年度岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿の**電気B級**に登録されている者で、**県南広域振興局 (本局) 管内に建設業法に基づく主たる営業所を有すること。**
- (2) 施工実績要件
平成15年4月1日以降に、元請又は一次下請として避雷針設置工事の実績を有すること。
- (3) 技術者資格要件
 - ア 2級電気工事施工管理技士、もしくはそれと同等以上の資格を有する者を主任技術者として1に示した工事に配置できること。なお、施工経験は付さない。
 - イ 12に示す入札参加資格確認書類の提出期限の日前3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (4) その他
建設業法第3条第1項の規定について、電気工事業に係る建設業の許可を有すること。

5 入札保証金

免除する。

6 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

入札参加希望者は、ホームページで配付する一般競争入札参加申請書（様式第1号）資本関係及び人的関係に関する届出書（様式第2号）を、2019年1月18日（金）午後5時までに14に示す場所に持参のうえ提出すること。

7 入札説明書の配付

入札説明書は、ホームページで配付する。なお、入札参加希望者は、本工事に申請しようとするときは、ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

8 設計図書及び契約条項の閲覧

設計書（金抜き）及び発注仕様書等の閲覧は、いわてクリーンセンターホームページで行う。

9 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により2019年1月18日（金）午後5時までに、14に示す場所に提出すること。また、回答は入札参加希望者に対し2019年1月22日（火）までにいわてクリーンセンターホームページへの掲載により行う。

10 入札の方法

(1) 入札書及び工事費内訳書（総括）（様式第3号）は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

(2) 入札書及び工事費内訳書（総括）は、封筒に入れて封かんすること。封筒の表面には、工事名、工事場所及び入札者の商号又は名称を記載し、入札書在中の旨を併せて記載すること。

(3) 入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を作成すること。

(2) 入札に当たっては、内訳書のうち主要項目を抜粋した工事費内訳書（総括）を入札書に添付して提出すること。なお、添付されていない場合等には開札時に入札を無効とすること。

(3) 内訳書及び工事費内訳書（総括）と入札金額は一致させること（内訳書で積算した工事価格（税抜）の千円未満の端数整理を除く。）。なお、一致しない場合は、12の資格審査時に入札を無効（資格不適合）とすること。

12 資格審査時の提出書類

開札後、発注者から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日目の日（土、日及び祝日を除く。）の午後5時までに入札参加資格確認調書（様式第4号）及び申告書（様式第5号）に確認書類を添えて持参のうえ提出すること。

13 その他

(1) 本工事の入札においては、岩手県営建設工事の入札における低入札価格調査制度の例によるものとし、その内容は別紙入札条件のとおりとする。

なお、工事費の構成は、「低入札価格調査制度に関する事務処理要領（総務第1100号）」別紙2の2「建築系工事」のとおりとする。

(2) 入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加資格を認めないことがある。

(3) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

- (4) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本工事の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (5) その他詳細については一般競争入札公告及び入札説明書に示すとおりとする。
- (6) 入札公告等については、一般財団法人クリーンいわて事業団ホームページに示す。

14 照会先

一般財団法人クリーンいわて事業団 いわてクリーンセンター
〒023-1101 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田 113 番地
TEL 0197-35-6700 FAX 0197-35-7776
ホームページアドレス <http://www.iwatecln.or.jp/>

別紙 1

入札条件

本工事は、低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）を設定しています。この調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格の入札があった場合は、下記2の失格基準による判定をしたうえで、落札者を決定します。この場合は、最低価格入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがあります。

記

1 調査基準価格

調査基準価格（税抜）は、予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額とします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額

2 失格基準

(1) 失格基準価格による判定

入札価格の低い順に入札者（予定価格を超過して入札した者を除く。）の8割（小数点以下切上げ）の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格として設定します。ただし、算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとします。

この失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、契約内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とします。ただし、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定はしないものとします。

また、入札者が5者未満の場合は、失格基準価格は適用しないものとします。

(2) 数値的判断による判定基準

次に掲げる基準に満たない価格により入札した者にあつては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれが高いものと判断し、失格とします。

- ① 直接工事費について、設計額の75%を下回る場合
- ② 共通仮設費について、設計額の70%を下回る場合
- ③ 現場管理費について、設計額の70%を下回る場合
- ④ 一般管理費等について、設計額の50%を下回る場合

ただし、全ての入札者が基準に満たない場合は、数値的判断基準による判定はしないものとし、発注者の設計額における各費目にそれぞれ基準に掲げた割合を乗じて得た額の合計額（1円未満切捨て）に満たない価格により入札した者のみを失格とします。

3 現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務禁止について

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者と契約する場合には、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこととします。

なお、主任技術者（監理技術者）については、入札参加資格の要件で専任を求めている場合、他の工事と兼務することは可能ですが、現場代理人は現場に常駐することが義務付けられることから、原則として他の工事と兼務することはできません。

4 低入札価格調査の対象となった者との契約の取扱いについて

(1) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、工事請負契約書別記（以下「別記」という。）条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第4条第2項の規定中「請負代金額の10分の1以上」とあるのは「請負代金額の10分の3以上」と読み替えて適用する。
- ② 別記第4条第4項中「請負代金の10分の1」とあるのは「請負代金の10分の3」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第43条の2第1項中「請負代金額の10分の1」とあるのは「請負代金額の10分の3」と読み替えて適用する。

(2) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る前払金の額は、請負代金額の10分の2以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

なお、工事の進捗に伴う中間前払金又は部分払の請求を妨げるものではないことを申し添えます。

- ① 別記第34条第1項中「請負代金額の10分の4以内」とあるのは「請負代金額の10分の2以内」と読み替えて適用する。
- ② 別記第34条第5項中「請負代金額の10分の4」とあるのは「請負代金額の10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。
- ③ 別記第34条第6項中「請負代金額の10分の5」とあるのは「請負代金額の10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて適用する。

(3) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る瑕疵の補修又は損害賠償の請求ができる期間は、引渡しを受けた日

から4年（木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年）以内とし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。

- ① 別記第41条第2項中「引渡しを受けた日から2年」とあるのは「引渡しを受けた日から4年」と、「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には1年」とあるのは「木造の建物等の建設工事又は設備工事等に係るものである場合には2年」と読み替えて適用する。
- (4) 調査基準価格に満たない価格の入札を行い、低入札価格調査の対象となった者との契約に係る現場代理人は、3に基づき主任技術者及び監理技術者との兼務を認めないものとし、別記条項は以下のとおり読み替えて適用します。
 - ① 別記第10条第5項「現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。」とあるのは「現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、これを兼ねることができない。」と読み替えて適用する。

別紙2

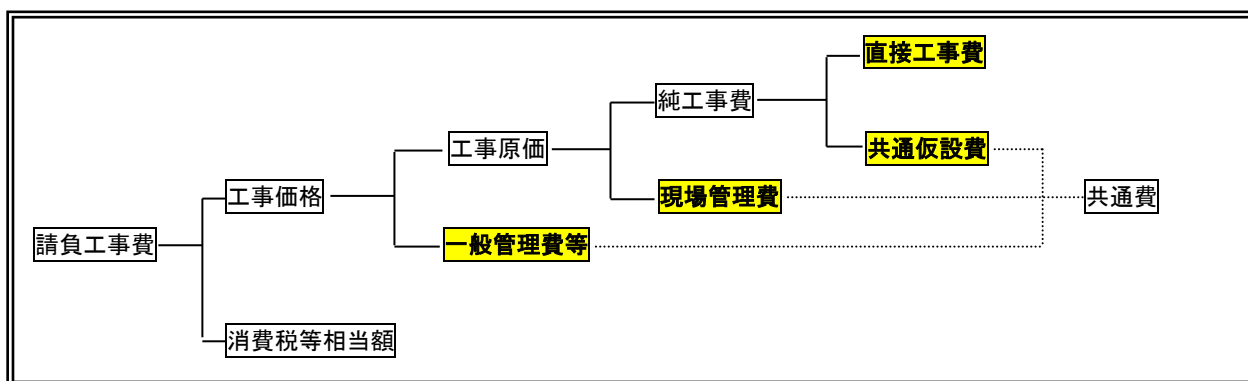
数値的判断基準による判定基準

1 判定基準

工事の費目	判定基準
直接工事費	75%
共通仮設費	70%
現場管理費	70%
一般管理費等	50%

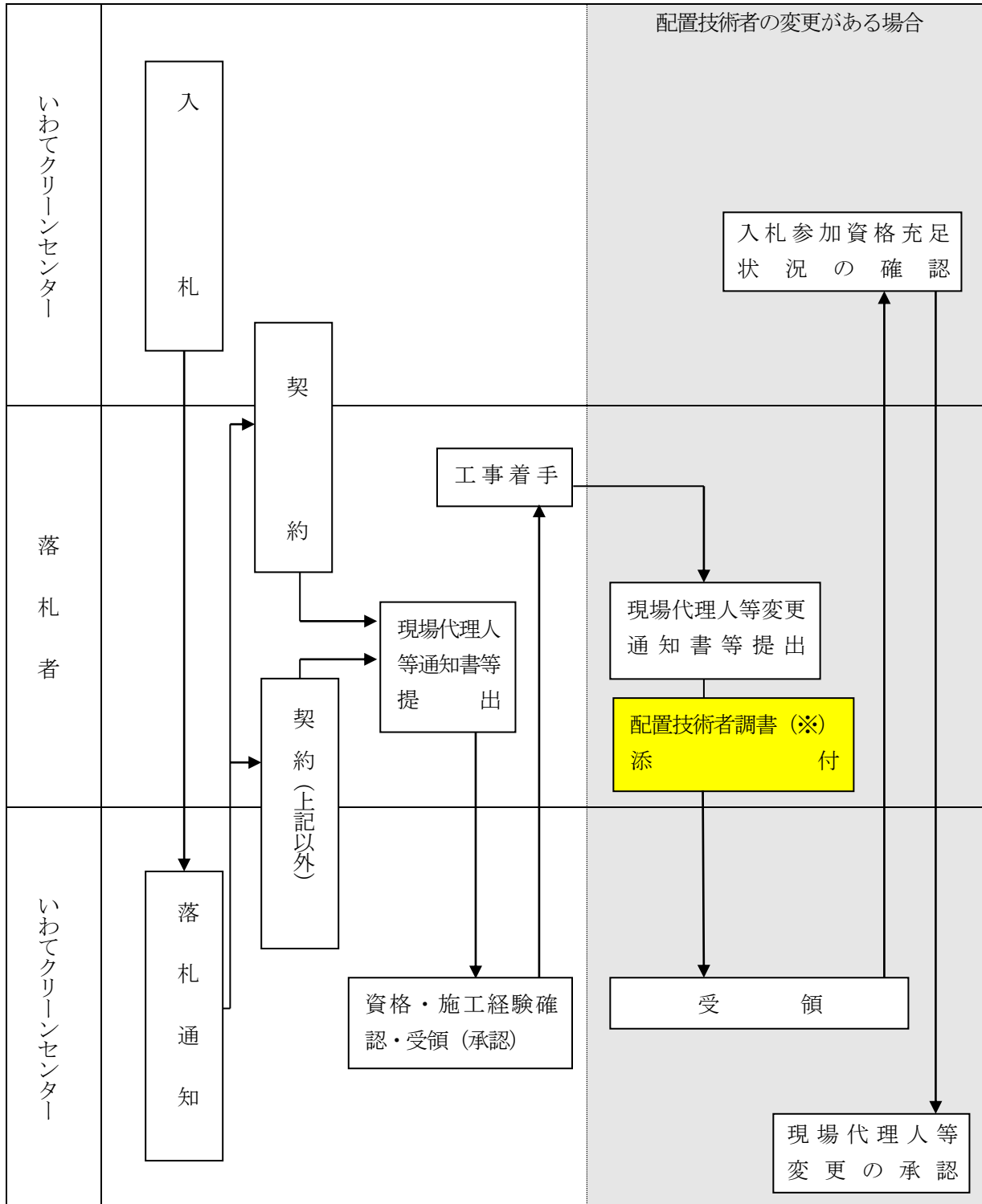
2 判定基準の適用区分

建築系工事



別添

配置技術者の施工経験等確認事務処理手順（入札説明書3(6)、(7)関係）



※ 契約時（後）に配置を予定した技術者が変更した場合に添付する。